

製造業外国従業員受入事業に関する告示

第1 目的

本告示は、経済産業省の所掌に係る製造事業者（以下「製造事業者」という。）が製造業外国従業員受入事業を行うに当たって必要な事項を定めるものである。

第2 用語

この告示において使用する用語は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）において使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- 1 「製造業外国従業員受入事業」とは、製造事業者が、当該事業者の外国にある事業所の職員への特定の専門技術の移転等を実施するための計画（以下「製造特定活動計画」という。）を作成し、第4の3に規定する認定を受けて、その計画に基づいて当該職員を本邦にある事業所に期間を定めて転勤させて製造特定活動に従事させ、特定の専門技術の移転等を実施する事業をいう。
- 2 「特定外国従業員」とは、製造業外国従業員受入事業において、製造特定活動計画に基づいて製造特定活動に従事する者をいう。
- 3 「特定外国従業員受入企業」とは、製造業外国従業員受入事業を実施する製造事業者をいう。
- 4 「製造特定活動」とは、特定外国従業員が特定外国従業員受入企業との雇用契約に基づいて行う、入管法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき法務大臣が指定する活動をいう。

第3 製造業外国従業員受入事業の趣旨

製造業外国従業員受入事業は、我が国製造業の海外展開が加速している状況を踏まえ、本邦にある事業所を人材育成や技能継承等の機能を有する国内生産拠点として研究開発や設備投資を強化し、そこで確立された生産技術等を当該事業者の外国にある事業所に普及させることで、国内生産拠点と海外生産拠点の役割分担を図り、もって我が国製造業の国際競争力を強化するとともに、国内製造業の空洞化を押しとどめることを目的とする。

特定外国従業員受入企業は、製造業外国従業員受入事業の実施により、その生産拠点を海外展開するに当たって、当該事業者の外国にある事業所の職員であって新製品の製造や新技術の導入等に関して中心的な役割を果たすことが見込まれる職員を、人材育成や技能継承等の機能を有する国内生産拠点での生産活動に従事（併せて関連する管理、開発等一定水準以上の技術又は知識を要する業務に従事する場合を含む。）させることを通じ、幅広い知識やノウハウを要する特定の専門技術を円滑に移転することが可能となる。

なお、製造業外国従業員受入事業の実施によって、国内生産拠点が海外に移転し空洞化が助長されるようなものは、本邦にある事業所における従業員の雇用が圧迫されるため適当ではない。

第4 製造特定活動計画の認定の申請

- 1 特定外国従業員受入企業になろうとする者は、製造特定活動計画を作成し、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。
- 2 製造特定活動計画には、様式第1号により、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 特定外国従業員受入企業になろうとする者に関する事項
 - (2) 製造業外国従業員受入事業に関する事項
 - ①特定外国従業員受入企業になろうとする者が行う事業の全体像における当該企業の海外生産拠点の経営戦略上の位置付け及び当該海外生産拠点で実施する事業の内容
 - ②当該海外生産拠点と製造業外国従業員受入事業との関係
 - ③その他、当該海外生産拠点に関する内容が、第3に規定する製造業外国従業員受入事業の趣旨に合致すると判断するために必要と認められる事項
 - (3) 特定外国従業員になろうとする者に関する事項
 - ①氏名
 - ②特定外国従業員になろうとする者が勤務する、特定外国従業員受入企業になろうとする者の外国にある事業所に関する事項
 - ③製造特定活動に従事しようとする場所及び期間
 - ④特定の専門技術の移転の必要性、特定の専門技術の内容及び従事させる業務の内容（特定外国従業員が外国にある事業所で従事していた職務及び製造特定活動終了後に予定されている業務の内容を含む。）
 - ⑤特定外国従業員になろうとする者への報酬予定額
 - ⑥特定外国従業員になろうとする者の②に規定する事業所における勤務年数（企業買収が行われた場合は企業買収前からの勤務年数）
 - (4) 製造業外国従業員受入事業の適正な実施に関する事項
 - ①特定外国従業員になろうとする者の適正な監理を実施するための体制等に関する事項
 - ②特定外国従業員になろうとする者の就労状況の確認に関する事項
 - ③在留中の住居の確保に関する事項
 - ④生活指導員の任命に関する事項
 - ⑤報酬を担保する財産的基盤に関する事項
 - ⑥特定外国従業員になろうとする者との面談及び当該者からの生活、労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）に関する事項
 - ⑦特定外国従業員になろうとする者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項
 - ⑧就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項
 - ⑨特定外国従業員になろうとする者との意思の疎通の方法及び適切な配慮に関する事項
 - ⑩特定外国従業員になろうとする者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の製造特定活動に関連して、特定外国従業員受入企業になろうとする者の外国にある事業所又は他のいかなる機関からも保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないことに関する事項
 - ⑪特定外国従業員になろうとする者が、製造特定活動終了（帰国）後1年以内に、特定外国従業員受入企業になろうとする者又はその外国にある事業所において、特段の事情があると認められる場合を除き解雇されないことに関する事項
 - ⑫第6の1に規定する経済産業大臣の監査、第6の3に規定する経済産業大臣による報告の要求及び必要な措置、第6の4に規定する経済産業大臣による必要な指示に対する適切な対応に関する事項
- 3 経済産業大臣は、1の認定の申請があった場合において、その製造特定活動計画が次に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 特定外国従業員受入企業になろうとする者が次のいずれにも該当するものであること。
- ①過去5年間に労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと。
 - ②労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。
 - ③労働安全衛生法等関係法令において講ずべきとされている労働災害防止のための最低基準を上回る労働災害を防止するための措置が講じられていること。
 - ④過去5年間に別表に掲げる製造特定活動に係る不正行為を行ったことがないこと。
 - ⑤特定外国従業員に従事させる業務に従事する相当数の労働者を過去3年間に非自発的に離職させていないこと。
 - ⑥第7の規定により製造特定活動計画の認定を取り消された場合、当該取消しの日から起算して5年を経過していること。
 - ⑦過去5年間に認定を受けた製造特定活動計画に反する重大な事実が生じていないこと。
- (2) 製造業外国従業員受入事業に関する内容が、第3に規定する製造業外国従業員受入事業の趣旨に合致していること。
- (3) 特定外国従業員になろうとする者に関する事項が次に掲げる要件を満たすものであること。
- ①特定の専門技術の移転の必要性や当該技術の内容等が、第3に規定する製造業外国従業員受入事業の趣旨に合致していること。
 - ②2(3)③の期間が1年を超えないこと。
 - ③2(3)⑤の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。
 - ④2(3)⑥の期間が1年以上であること。
- (4) 2(4)の内容が、計画の期間全体を通じて事業を円滑かつ確実に実施させるために適切と認められるものであり、かつ、特定外国従業員になろうとする者の地位や利益が不当に害されるおそれがないこと。
- 4 特定外国従業員受入企業は、製造特定活動計画の内容を変更しようとするときは、様式第2号により経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更については、この限りでない。
- 5 特定外国従業員受入企業は、4のただし書に定める計画の軽微な変更をしたときは、様式第3号により遅滞なくその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 6 3の規定は、4の認定について準用する。

第5 製造業外国従業員受入事業の実施状況等の把握、確認及び報告等

- 1 特定外国従業員受入企業は、少なくとも3月に1回、次に掲げる事項について自ら確認し、その結果を様式第4号により経済産業大臣及び当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方入国管理局に報告するものとする。
- (1) 製造業外国従業員受入事業の実施状況に関すること。
 - (2) 適正な労働条件の確保に関すること。
 - (3) 特定外国従業員の安全及び健康の確保に関すること。
 - (4) 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入等に関すること。
 - (5) その他経済産業大臣が必要と認めること。

- 2 特定外国従業員受入企業は、1の確認を実施したときは、その結果に基づいて、第4の3に規定する認定を受けた製造特定活動計画（第4の4の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「製造特定活動計画」については、同様に第4の4の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。）に即した製造業外国従業員受入事業が実施されるよう必要な措置を講じるものとする。
- 3 特定外国従業員受入企業は、別表に掲げる製造特定活動に係る不正行為が疑われる場合、直ちに自ら確認を行い、当該不正行為の事実が判明したときは、直ちに様式第5号により経済産業大臣及び当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方入国管理局にその結果を報告するものとする。
- 4 特定外国従業員受入企業は、1又は3の確認を行うに当たっては、特定外国従業員と面接を行い、製造特定活動の実施状況や生活状況等について確認するものとする。
- 5 特定外国従業員受入企業は、次に掲げる場合には、速やかにそれぞれの様式により経済産業大臣及び当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方入国管理局に報告するものとする。
 - (1) 特定外国従業員が製造特定活動を終了し、帰国した場合（様式第6号）
 - (2) 第4の3に規定する認定を受けた製造特定活動計画に即した製造特定活動が実施されていないことが判明した場合（様式第7号）
 - (3) 製造特定活動の継続が不可能となった場合（様式第8号）
 - (4) 特定外国従業員受入企業が第4の3（1）に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合（様式第9号）
- 6 特定外国従業員受入企業は、次に掲げる場合には、速やかに様式第10号により当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方入国管理局に報告するものとする。
 - (1) 第4の3又は第4の4の規定による認定を受けた場合
 - (2) 第7の規定により、製造特定活動計画の認定を取り消された場合
- 7 特定外国従業員受入企業は、様式第11号により製造特定活動の終了から1年後の特定外国従業員の雇用の状況等を経済産業大臣に報告するものとする。
- 8 特定外国従業員受入企業は、当該者が実施する製造業外国従業員受入事業の状況について、必要に応じ、当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び厚生労働省担当部局に報告するものとする。また、地方入国管理局又は厚生労働省担当部局からの求めに応じて、製造業外国従業員受入事業の状況について報告するものとする。
- 9 特定外国従業員受入企業は、特定外国従業員の受入れに関する文書、名簿及び就労日誌を作成し、備え付け、製造特定活動終了後5年間保存するものとする。
- 10 特定外国従業員受入企業は、地方入国管理局その他監督官庁の求めに応じて調査等に協力するものとする。

第6 監査及び指示

- 1 経済産業大臣は、製造業外国従業員受入事業の適切な実施に必要と認めるときは、特定外国従業員受入企業に対し自ら監査を行うことができる。
- 2 特定外国従業員受入企業は、1の監査が円滑に実施できるよう協力するものとする。
- 3 経済産業大臣は、第5に規定する報告等又は1の監査において、製造特定活動に関する是正が必要と認めるときは、当該是正を必要とする事項について特定外国従業員受入企業に対し報告を求め、必要な措置を講じるものとする。

4 経済産業大臣は、すべての特定外国従業員受入企業に対して、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うことができる。

第7 認定の取消し

- 1 経済産業大臣は、次のいずれかに該当する場合には、第4の3に規定する製造特定活動計画の認定を取り消すことができる。
 - (1) 特定外国従業員受入企業が第4の3(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合
 - (2) 製造特定活動計画が第4の3(2)から(4)に掲げる要件のいずれかに適合しないものとなったと認める場合
 - (3) 特定外国従業員受入企業が不正の手段により第4の3又は4の認定を受けたことが判明した場合
 - (4) 第6の3の措置を講じたにもかかわらず特定外国従業員受入企業において必要な改善が認められない場合
 - (5) 特定外国従業員受入企業が第6の4の指示に従わない場合
 - (6) 特定外国従業員受入企業が別表に掲げる製造特定活動に係る不正行為を行ったと認められる場合
- 2 1の規定にかかわらず、経済産業大臣は、特定外国従業員受入企業が製造特定活動計画を実施することが適当でないとしたときは、製造特定活動計画の認定を取り消すことができる。
- 3 経済産業大臣は、1及び2の認定の取消しを行うに際し必要と認めるときは、関係行政機関に意見を求めることができる。
- 4 1及び2の規定により認定の取消しを行うこととなる事案であっても、経済産業大臣は、情状により特にこれを軽減すべき事由があるときは、認定の取消しに代えて特定外国従業員の受入れの停止の指示を行うことができる。

附 則

第1 施行期日

この告示は、平成28年3月15日から施行する。

第2 見直し

経済産業大臣は、この告示の施行後5年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、製造業外国従業員受入事業の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表

製造特定活動に係る不正行為	
1	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
2	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員の旅券又は在留カードを取り上げる行為
3	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員に支給する手当並びに報酬の一部又は全部を支払わない行為
4	1 から 3 までに掲げるもののほか、特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員の人権を著しく侵害する行為
5	特定外国従業員受入企業において、この表に掲げる製造特定活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
6	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員又はこれと密接な関係を有する者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収すること及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約の締結をする行為（3 及び 4 に該当する行為を除く。）
7	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員の製造特定活動に係る手当若しくは報酬又は実施時間について特定外国従業員との間で入管法第 6 条第 2 項、第 7 条の 2 第 1 項、第 20 条第 2 項又は第 21 条第 2 項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（5 に該当する行為を除く。）
8	特定外国従業員受入企業において、入管法第 6 条第 2 項、第 7 条の 2 第 1 項、第 20 条第 2 項又は第 21 条第 2 項の申請内容と異なる他の機関に製造特定活動を実施させる行為又は当該他の機関において、特定外国従業員が製造特定活動に従事する行為（5 に該当する行為を除く。）
9	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員について、相当数の行方不明者を発生させたこと（特定外国従業員受入企業の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）
10	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員に入管法第 24 条第 3 号の 4 イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること
11	特定外国従業員受入企業において、製造特定活動に関し労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令の規定に違反する行為（1、3 及び 4 に該当する行為を除く。）
12	特定外国従業員受入企業において、製造特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の経済産業大臣、当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方入国管理局への報告を怠る行為
13	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員との面談及び当該者からの生活、労働等に係る相談への対応を怠る行為
14	特定外国従業員受入企業において、第 5 の 1 又は 3 の確認を行わず、若しくは報告を怠る行為
15	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員の受入れに関する文書、名簿及び就労日誌の作成、備付け又は保存を怠る行為
16	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員が製造特定活動を終了して帰国した場合の経済産業大臣、当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方入国管理局への報告を怠る行為
17	特定外国従業員受入企業が、この表に掲げる製造特定活動に係る不正行為を行った場合に、直ちに、経済産業大臣、当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方入国管理局に報告することを怠る行為

様式第1号（告示第4の1、2、3関係）

平成 年 月 日

製造特定活動計画認定申請書

経済産業大臣 殿

所在地

名称

代表者の氏名

⑩

製造業外国従業員受入事業に関する告示（以下、告示）第4の1の規定に基づき、製造特定活動計画を別紙のとおり策定しましたのでその認定を申請します。

当社は、申請書及び別紙の記載が真実であることを宣誓し、製造特定活動計画の認定後、不正の手段により認定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消されても異議を申し立てません。

製造特定活動計画

第1 特定外国従業員受入企業になろうとする者に関する事項

1 基本的事項

- (1) 商号
- (2) 代表者氏名
- (3) 主たる営業所の所在地

【添付書類①】 特定外国従業員受入企業になろうとする者の登記事項証明書

2 外国人の受入れ又は就労に係る不正行為等の状況等に関する事項

(1) 過去の外国人の受入れ又は就労に係る状況

当社は、以下に掲げる事項について、いずれにも適合することを宣誓する。

- ①過去5年間に労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと。
- ②過去5年間に告示別表に掲げる不正行為を行ったことがないこと。
- ③特定外国従業員に従事させる業務に従事する労働者を過去3年以内において、1月以内の期間に30人以上を非自発的に離職させていないこと。
- ④告示第7の規定により製造特定活動計画の認定を取り消された場合、当該取消の日から起算して5年を経過していること。
- ⑤過去5年間に認定を受けた製造特定活動計画に反する重大な事実が生じていないこと。

(2) 労働関係法令及び社会保険関係法令の遵守に関する事項

当社は、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していることを宣誓する。

(3) 労働安全衛生法等関係法令において講ずべきとされている労働災害防止のための最低基準を上回る労働災害を防止するための措置に関する事項

3 過去の製造業外国従業員受入事業の実施の有無

(1) 実施の有無 (有 ・ 無)

((1) が有の場合)

(2) 製造特定活動計画の認定番号

第2 製造業外国従業員受入事業に関する事項

1 特定外国従業員受入企業になろうとする者が行う事業の全体像における当該企業の海外生産拠点の経営戦略上の位置付け及び当該海外生産拠点において実施する事業の内容

別紙1に記載。

【添付書類②】 特定外国従業員受入企業になろうとする者の海外生産拠点において実施する事業の内

容が確認できる書類

- 2 当該海外生産拠点と製造業外国従業員受入事業との関係
別紙1に記載。

【添付書類③】（必要に応じて）その他、特定外国従業員受入企業になろうとする者の海外生産拠点に関する内容が告示第3に規定する趣旨に合致すると判断するために必要と認められる書類

第3 特定外国従業員になろうとする者に関する事項

- 1 氏名
別紙2に記載。

【添付書類④】特定外国従業員受入企業になろうとする者が、特定外国従業員になろうとする者と締結することを予定している雇用契約書及び雇用条件書の写し又はそれに準ずる書類

- 2 特定外国従業員になろうとする者が勤務する、特定外国従業員受入企業になろうとする者の外国にある事業所に関する事項

- (1) 事業所の名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 所在地
- (4) 連絡先（電話番号）
- (5) 設立年月日
- (6) 業種及び主要製品名
- (7) 資本金
- (8) 売上げ（直近年度）
- (9) 常勤職員数
- (10) 特定外国従業員受入企業になろうとする者との関係に関する事項
 - (1)～(10) 別紙2に記載。

【添付書類⑤】特定外国従業員受入企業になろうとする者と当該企業の外国にある事業所との資本関係等が確認できる書類

【添付書類⑥】特定外国従業員受入企業になろうとする者の外国にある事業所の概要を明らかにする書類

【添付書類⑦】（必要に応じて）企業買収の事実が確認できる書類

- 3 製造特定活動に従事しようとする場所及び期間

- (1) 特定外国従業員になろうとする者を受け入れる事業所の名称
- (2) 当該事業所の所在地及び連絡先
- (3) 当該事業所の雇用保険適用事業場番号
- (4) 特定外国従業員になろうとする者の受入期間
 - (1)～(4) 別紙2に記載。

【添付書類⑧】(特定外国従業員になろうとする者を受け入れる事業所が特定外国従業員受入企業になろうとする者の子会社である場合) 特定外国従業員になろうとする者を受け入れる事業所と特定外国従業員受入企業になろうとする者との資本関係等が確認できる書類

- 4 特定の専門技術の移転の必要性、特定の専門技術の内容及び従事させる業務の内容(特定外国従業員が外国にある事業所で従事していた職務及び製造特定活動終了後に予定されている業務の内容を含む。)
 - (1) 特定の専門技術の移転の必要性
 - (2) 特定の専門技術及び業務の内容(1) 及び(2) 別紙2に記載。

【添付書類⑨】 特定外国従業員になろうとする者ごとの業務計画

- 5 特定外国従業員になろうとする者への報酬予定額
 - (1) 特定外国従業員になろうとする者への報酬予定額(月額)
 - (2) 特定外国従業員になろうとする者への報酬の支払方法(1) 及び(2) 別紙2に記載。

【添付書類⑩】 本邦の事業所において同等の技能を有する日本人の報酬額が確認できる書類

- 6 特定外国従業員になろうとする者の、特定外国従業員受入企業になろうとする者の外国にある事業所における勤務年数(企業買収が行われた場合は企業買収前からの勤務年数) 別紙2に記載。

【添付書類⑪】 特定外国従業員になろうとする者の勤務年数が確認できる書類

第4 製造業外国従業員受入事業の適正な実施に関する事項

- 1 特定外国従業員になろうとする者の適正な監理を実施するための体制等に関する事項 別紙3に記載。

【添付書類⑫】 特定外国従業員になろうとする者を受け入れる事業所ごとの常勤職員数を明らかにする書類

- 2 特定外国従業員になろうとする者の就労状況の確認に関する事項
- 3 在留中の住居の確保に関する事項
- 4 生活指導員の任命に関する事項
 - (1) 職名
 - (2) 氏名
 - (3) 指導員1人あたりの指導予定人数 ____人
 - (4) 当該者を生活指導員として任命することが適当である根拠及び指導員1人あたりの指導予定人数が適切である根拠
- 5 報酬を担保する財産的基盤に関する事項

- (1) 売上高 _____円
(2) 経常損益 _____円
(3) 当期純損益 _____円

【添付書類⑬】 特定外国従業員受入企業になろうとする者の直近の損益計算書及び貸借対照表

- 6 特定外国従業員になろうとする者との面談及び当該者からの生活、労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）に関する事項
- 7 特定外国従業員になろうとする者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項
帰国旅費及びその他の帰国担保措置については、当社が負担することを宣誓する。
- 8 就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項
当社は、特定外国従業員の就労が不可能となった場合、特定外国従業員が所属していた外国にある事業者へ帰任させることを宣誓する。
- 9 特定外国従業員になろうとする者との意思の疎通の方法及び適切な配慮に関する事項
(1) 意思の疎通の方法

(2) 適切な配慮に関する事項
- 10 特定外国従業員になろうとする者等からの保証金の徴収等の契約の締結及び製造特定活動終了（帰国）後の特定外国従業員の雇用に関する事項
当社は、以下に掲げる事項について、いずれにも適合することを宣誓する。
(1) 特定外国従業員になろうとする者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の製造特定活動に関連して、当社の外国にある事業所又は他のいかなる機関からも保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。
(2) 特定外国従業員になろうとする者が、製造特定活動終了（帰国）後1年以内に、当社又はその外国にある事業所において、特段の事情があると認められる場合を除き解雇されないこと。
- 11 告示第6の1に規定する経済産業大臣の監査、告示第6の3に規定する経済産業大臣による報告の要求及び必要な措置、告示第6の4に規定する経済産業大臣による必要な指示に対する適切な対応に関する事項
当社は、以下の(1)から(3)について適切に対応することを宣誓する。
(1) 告示第6の1に規定する経済産業大臣の監査
(2) 告示第6の3に規定する経済産業大臣による報告の要求及び必要な措置
(3) 告示第6の4に規定する経済産業大臣による必要な指示

第2 製造業外国従業員受入事業に関する事項

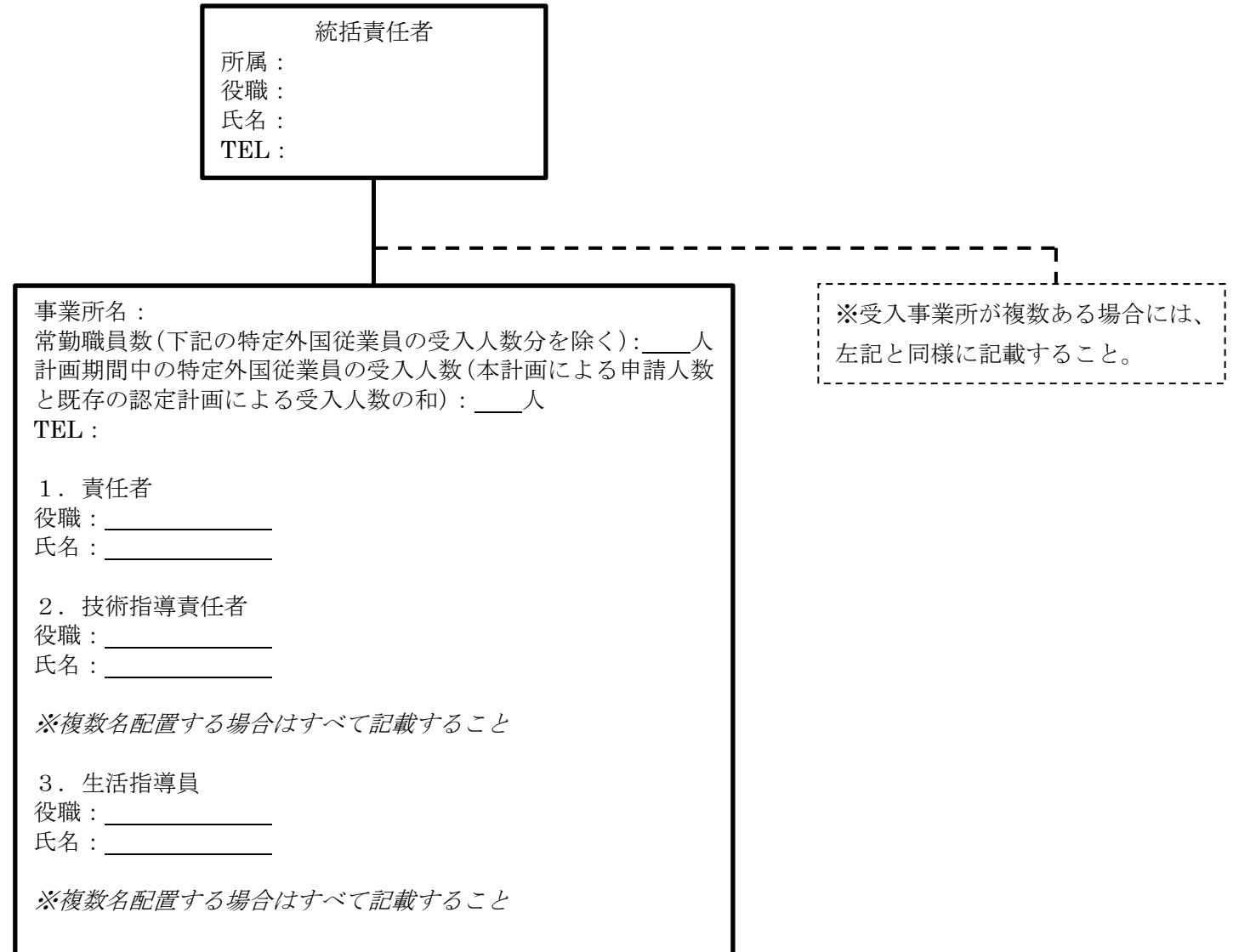
- 1 特定外国従業員受入企業になろうとする者が行う事業の全体像における当該企業の海外生産拠点の経営戦略上の位置付け及び当該海外生産拠点において実施する事業の内容

--

- 2 当該海外生産拠点と製造業外国従業員受入事業との関係

--

製造業外国従業員受入事業に係る実施体制図



製造特定活動計画の変更に係る認定申請書

経済産業大臣 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

平成〇年〇月〇日付けで認定を受けた製造特定活動計画（認定番号〇〇）について、下記のとおり変更したいので、製造業外国従業員受入事業に関する告示第4の4の規定に基づき、認定を申請します。

当社は、申請書及び別紙の記載が真実であることを宣誓し、製造特定活動計画の変更認定後、不正の手段により認定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消されても異議を申し立てません。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容及び事由
別紙に記載。

変更事項の内容及び事由

変更事項	変更前	変更後	変更事由

製造特定活動計画の軽微な変更に係る届出書

経済産業大臣 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

平成〇年〇月〇日付けで認定を受けた製造特定活動計画（認定番号〇〇）について、下記のとおり変更したいので、製造業外国従業員受入事業に関する告示第4の5の規定に基づき届け出ます。

- 1 軽微な変更事項
- 2 軽微な変更事項の内容及び事由
別紙に記載。

軽微な変更事項の内容及び事由

変更事項	変更前	変更後	変更事由

定期報告書

経済産業大臣 殿
〇〇入国管理局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

製造業外国従業員受入事業に関する告示第5の1に基づき確認を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 製造特定活動計画認定日・認定番号
- 2 確認対象事業所及び確認実施日
別紙1に記載。
- 3 確認結果
別紙2に記載。
- 4 講評
- 5 前回の確認結果報告日
- 6 その他

確認対象事業所及び確認実施日

No	確認対象 事業所の名称	所在地	受入人数	確認実施日	前回確認実施日

確認結果

1 基本的事項

- (1) 確認実施者の役職・氏名
- (2) 確認方法

2 製造特定活動の実施状況

- (1) 製造業外国従業員受入事業の実施状況に関する事
- (2) 適正な労働条件の確保に関する事
- (3) 特定外国従業員の安全及び健康の確保に関する事
- (4) 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入等に関する事
- (5) その他経済産業大臣が必要と認める事
 - ①特定外国従業員の生活環境への配慮
 - ②特定外国従業員受入企業における問題の有無、特定外国従業員の勤務・生活態度等
 - ③指導事項（指導・改善の状況）
 - 【前回】（有・無）
 - 【今回】（有・無）

製造特定活動に係る不正行為事実の報告書

経済産業大臣 殿
〇〇入国管理局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

平成〇年〇月〇日付けで認定を受けた製造特定活動計画（認定番号〇〇）について、製造特定活動に係る不正行為を行ったので、製造業外国従業員受入事業に関する告示第5の3に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 発生日
- 2 発生場所
- 3 不正行為の種類
- 4 関係当事者
- 5 具体的内容（経緯・経過）
- 6 講じた措置（又は講じる予定の措置）
- 7 不正行為の終了した日（又は終了見込日）

特定外国従業員帰国報告書

経済産業大臣 殿
〇〇入国管理局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

特定外国従業員が製造特定活動を終了し帰国したので、製造業外国従業員受入事業に関する告示第5の5（1）に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 製造特定活動計画認定日・認定番号
- 2 製造特定活動を終了した特定外国従業員に関する事項
 - （1）特定外国従業員の氏名
 - （2）特定外国従業員の生年月日
 - （3）特定外国従業員の性別
 - （4）特定外国従業員の国籍
 - （5）特定外国従業員の在留カード番号
 - （6）特定外国従業員の帰国先
 - （7）受入期間
 - （1）～（7）別紙に記載。

製造特定活動を終了した特定外国従業員に関する事項

No	(1) 特定外国従業員の氏名	(2) 特定外国従業員の生年月日	(3) 特定外国従業員の性別	(4) 特定外国従業員の国籍	(5) 特定外国従業員の在留カード番号	(6) 特定外国従業員の帰国先	(7) 受入期間

製造特定活動不履行事実の報告書

経済産業大臣 殿
〇〇入国管理局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

平成〇年〇月〇日付けで認定を受けた製造特定活動計画（認定番号〇〇。以下、計画）について、計画に即した製造特定活動（以下、活動）が実施されていないことが判明したので、製造業外国従業員受入事業に関する告示第5の5（2）に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 計画に即して実施されていない活動内容及び原因
- 2 計画遂行への影響
- 3 1に対する措置

製造特定活動継続不可事由発生報告書

経済産業大臣 殿
〇〇入国管理局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ④

平成〇年〇月〇日付けで認定を受けた製造特定活動計画（認定番号〇〇）について、製造特定活動を継続することが不可能となる事由が発生しましたので、製造業外国従業員受入事業に関する告示第5の5（3）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 特定外国従業員受入企業の名称
- 2 特定外国従業員受入企業の代表者の氏名
- 3 特定外国従業員受入企業の所在地
- 4 発生日
- 5 発生事由
(倒産 ・ 経営悪化 ・ 不正行為認定 ・ 行方不明 ・ 退職 ・
特定外国従業員受入企業と特定外国従業員との間の諸問題 ・ その他)
- 6 発生事由の詳細
- 7 今後の対処方法

製造特定活動計画における認定要件欠落報告書

経済産業大臣 殿
〇〇入国管理局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

平成〇年〇月〇日付けで認定を受けた製造特定活動計画（認定番号〇〇）について、製造業外国従業員受入事業に関する告示（以下、告示）第4の3に規定する要件を一部満たさなくなったため、告示第5の5（4）に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 発生日
- 2 欠落した要件
- 3 具体的内容（経緯・原因）
- 4 講じた（又は講じる予定の）措置

製造特定活動計画認定（取消し）報告書

〇〇入国管理局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

平成〇年〇月〇日付けで経済産業大臣より製造特定活動計画の認定を受けました（又は、取り消されました）ので、製造業外国従業員受入事業に関する告示第5の6（1）（又は（2））の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 特定外国従業員受入企業の名称
- 2 特定外国従業員受入企業の代表者の氏名
- 3 特定外国従業員受入企業の所在地
- 4 認定番号
- 5 認定年月日
- 6 取消年月日（認定の取消しの場合のみ）

特定外国従業員帰国後雇用状況等報告書

経済産業大臣 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

平成〇年〇月〇日付け認定番号〇〇で認定を受けた製造特定活動計画について、製造業外国従業員受入事業に関する告示第 5 の 7 に基づき、特定外国従業員の帰国後の雇用状況等を下記のとおり報告します。

記

- 1 当該報告に係る特定外国従業員の氏名
- 2 当該特定外国従業員の帰国日
- 3 当該特定外国従業員の雇用状況等確認日
- 4 当該特定外国従業員の雇用状況（雇用又は退職の別を記入）
- 5 （4 が雇用の場合）業務内容
- 6 （4 が退職の場合）退職した理由
1 ～ 6 別紙に記載。

特定外国従業員の帰国後の雇用状況等

No	1 当該報告に係る特定外国従業員の氏名	2 当該特定外国従業員の帰国日	3 当該特定外国従業員の雇用状況等確認日	4 当該特定外国従業員の雇用状況 (雇用又は退職の別を記入)	5 (4が雇用の場合) 業務内容	6 (4が退職の場合) 退職した理由